

○国立大学法人宮崎大学における公的研究費の不正使用に係る取扱細則

平成20年3月31日
制 定

改正 平成26年10月1日 平成27年3月27日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人宮崎大学における公的研究費の適正管理に関する規程（以下「規程」という。）第10条第1項の規定に基づき、宮崎大学（以下「本学」という。）において、公的研究費の不正使用の疑いが生じた場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において「不正使用」とは、故意、過失及び動機を問わず、公的研究費の執行に関するルールに従っていない使用をいう。

(守秘義務)

第3条 この細則に基づき不正使用の調査等に携わった者は、その職務に関し知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(調査の実施等)

第4条 規程第14条第2項により不正使用の疑いを知り得た宮崎大学公的研究費不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）は、学外の競争的研究資金である場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告するものとする。

2 推進室は、前項の結果、調査が必要と判断した場合は、本学及び通報者並びに疑惑を受けた研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）と直接の利害関係を有しない第三者を加え、次の手順に従い、調査を実施するものとする。

(1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取

(2) 支出に係る決議書及び証拠の収集並びにその分析

(3) 支出の相手方からの事情聴取及び各種伝票の収集並びにその分析

(4) 本学及び配分機関の使用ルールとの整合性の調査

(5) 不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度並びに不正使用の相当額等の認定

(6) その他必要となる事項の調査

3 推進室は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

4 推進室は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出及び閲覧並びに現地調査に応じるものとする。

(調査への協力等)

第5条 研究者等及び関係者は、推進室の調査に協力しなければならない。

2 研究者等及び関係者は、推進室に虚偽の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第6条 推進室の長は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長及び関係部局の長に報告しなければならない。

(措置)

第7条 学長は、前条の報告に基づき不正使用があったと認めたときは、その結果を当該研究者等に通知する。

- 2 学長は、不正使用の内容に応じ、学外の競争的研究資金である場合は、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとし、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。
- 3 学長は、配分機関から不正使用に係る研究費の返還命令を受けたときは、当該研究者等から返還させるものとする。
- 4 学長は、調査の過程であっても、不正事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告するものとする。
- 5 学長は、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。
- 6 学長は、不正使用の内容に応じ、当該研究者等に対し、国立大学法人宮崎大学職員懲戒等規程に基づく懲戒処分等により適切な措置を講ずるものとする。
- 7 学長は、調査の結果、不正を認定した場合、公表する。公表内容は、氏名・所属、不正内容、本学が公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公開とすることができる。
- 8 学長は、前条の報告に基づき、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するものとする。
- 9 学長は、間接経費措置額の削減等の措置を受けた場合、再発防止の観点から、不正が発生した部局等に対する措置を講じるとともに、不正に関与していない部局等や研究者等の研究活動の遂行に影響を及ぼさないよう必要な措置を講じるものとする。
- 10 学長は、調査中であっても必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができるものとする。

(不服申立て)

- 第8条 前条第1項の通知を受けた研究者等は、当該通知を受け取った後、10日以内に学長に不服申立てを行うことができるものとする。
- 2 学長は、不服申立てを受理したときは、推進室に再審査を指示するものとする。ただし、不服申立ての趣旨が推進室の構成等、その公正性に関わるものである場合には、推進室に代えて、他の者に審査させることができる。

(悪意による通報への対応)

- 第9条 推進室の調査によって、当該通報が悪意（研究者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意思をいう。）によるものと認められたときは、学長は、当該通報者に対し、懲戒処分及び刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(通報者の保護等)

- 第10条 通報者の保護等に関しては、国立大学法人宮崎大学公益通報に関する取扱要項第10条の規定により取り扱う。

(雑則)

- 第11条 この細則に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。